

三重県流入車対策の枠組み

流入車抑制対策に係る荷主等、運送事業者、中継施設管理者、行政等の連携を促す枠組みを構築

【三重県対策地域内】

荷主等

- 対象者
 - ・自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物(廃棄物を含む)を他の者に委託して運送させる者
 - ・自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等に、購入等した貨物等を運送させる者

○求める事項

対策地域を発着して、対象地域を運行する貨物等を輸送するトラックへの車種規制適合車等の使用の要請に努める

(担保措置)

特定荷主等

対象者
資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するもの

○求める事項

貨物の運送等への車種規制適合車等の使用の要請結果の概要等を知事に毎年度報告

旅行業者

- 対象者
県対策地域内で、旅行業を営む者

○求める事項

対策地域を発着して、対象地域を運行する旅客を運送するバスへの車種規制適合車等の使用の要請に努める

特定旅行業者

対象者
第一種旅行業者を営む者であって、対策地域内に営業所を有する者

○求める事項

旅客の輸送への車種規制適合車等の使用の要請結果の概要等を知事に毎年度報告

要請等報告書
(特定荷主等、特定旅行業者)

【三重県対策地域を運行する者(全国)】

貨物又は旅客を運送する者

- 対象者
対策地域を発着して、対象地域において対象自動車を運行する者
(緑及び白ナンバーも対象)

○求める事項

車種規制適合車等の使用に努める

(担保措置)

適合車標章等の表示

標章
環境省・国土交通省が交付するステッカーの他、大阪府が交付するステッカー等

●対象地域

NOx・PM対策地域内の国道23号の一部
(桑名市小貝須(国道258号交差点)～四日市市塩浜(国道25号交差点))

●対象自動車

- ・抑制対象:発着車
- ・規制区分:非適合車
- ・車種:大型3車種
【貨物車・特種車
(車両総重量8トン以上)、
バス(定員30人以上)】



【対策地域内】

①中継施設管理者等

- 対象者
 - ・国際拠点港湾
 - ・鉄道貨物
 - ・地方卸売市場
 - ・倉庫業 等

②対象自動車の自動車販売業者及び賃貸業者等

- 求める事項
対策地域を発着地として、対象地域において対象自動車を運行する者に対して、車種規制適合車等の使用の周知に努める

車種規制適合車等の使用の要請

車種規制適合車等の使用の周知

車種規制適合車の
使用の周知啓発

三 重 県